

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2022年7月27日提出 |
| 【ファンド名】 | アセット・ナビゲーション・ファンド（株式20） |
| 【発行者名】 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂九丁目7番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 新屋敷 昇 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区赤坂九丁目7番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6447-6147 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【提出理由】

「アセット・ナビゲーション・ファンド（株式20）」（以下、「当ファンド」といいます。）につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ 繰上償還の年月日

2022年10月19日（予定）

当ファンドについて、繰上償還に対し異議申立をされた受益者の受益権口数の合計が、2022年7月28日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還します。

ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドにつきまして、1999年10月に運用を開始いたしましたが、近年はその純資産総額が低迷している状況となっており、2013年7月以降は、当ファンドにおいてその受益権口数が10億口を下回る水準となっております。

当ファンドの信託約款第50条第7項では「受益権口数が10億口を下回ることとなった場合には、異議申立の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書においても繰上償還に関する当該規定が説明されております。このように、当ファンドの受益権口数は10億口を下回る状況が続いているため、弊社では信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

このため、当ファンドは、信託約款第51条の規定に基づき、2022年10月19日をもって信託契約の全部解約を行なうものであります。

ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

異議申立手続きを行なうため、2022年7月27日に日本経済新聞に公告を掲載するとともに、2022年7月28日現在の当ファンドの知られたる受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。

また、2022年7月27日に日興アセットマネジメント株式会社のホームページ（www.nikkoam.com/）に繰上償還に関するお知らせを掲載します。